

## 「フリマハリマオ規約」新旧対照表

| 改定前（2019年4月15日付）  | 改定後（2020年3月18日付）   |
|---|--|
| <p>第六条 ユーザー登録等</p> <p>4.当社は、前項その他当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知します。かかる通知により登録希望者のユーザーとしての登録は完了し、本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約（以下「利用契約」といいます。）がユーザーと当社間に成立します。</p>  | <p>第六条 ユーザー登録等</p> <p>4.登録が完了すると、ユーザーのメールアドレスに登録完了のメールが自動的に通知されます。ただし、当社は、前項その他当社の基準に従って、登録後も当該ユーザーのユーザー登録を抹消することができるものとします。</p>   |
| <p>第二十二条 禁止行為</p> <p>1.ユーザーは、本サービスにおいて、以下の各号のいずれかに該当する行為(以下「禁止行為」といいます。)を行ってはいけません。</p> <p>(8) Klang Valleyエリア外において出品もしくは購入する行為。</p> <p>(9) Klang Valleyエリア外にある自動車を出品する行為。</p>  | <p>第二十二条 禁止行為</p> <p>1.ユーザーは、本サービスにおいて、以下の各号のいずれかに該当する行為(以下「禁止行為」といいます。)を行ってはいけません。</p> <p>(8)現車確認の際にTIGER SHOJI SDN BHDに来ることができないにもかかわらず、自動車を出品する行為</p> <p>(9)名義変更の際にKlang Valleyエリア内のJPJ(マレーシア陸運局)に来ることができないにもかかわらず、自動車を購入する行為</p>     |
| <p>三十四条 有効期間</p> <p>利用契約は、ユーザーについて第六条に基づく登録が完了した日に効力を生じ、当該ユーザーの登録が取り消された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社とユーザーとの間で有効に存続するものとします。但し、利用契約が終了した場合であっても、利用契約終了前に成立していた本取引及び第十一条に定める<b>出品者と当社との間の</b>売買契約は存続するものとし、その限度で利用契約も有効に存続するものとします。</p> | <p>三十四条 有効期間</p> <p>利用契約は、ユーザーについて第六条に基づく登録が完了した日に効力を生じ、当該ユーザーの登録が取り消された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社とユーザーとの間で有効に存続するものとします。但し、利用契約が終了した場合であっても、利用契約終了前に成立していた本取引及び第十一条に定める<b>出品者と購入者との間の</b>売買契約は存続するものとし、その限度で利用契約も有効に存続するものとします。</p> |
| -   | <p>四十二条 言語条項</p> <p>本規約の英語版と日本語版で相違や矛盾が発生する場合、英語版が優先するものとする。</p>   |